

# 令和5年度 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 助産師及び看護師修学資金修学生募集要項

三重県立総合医療センターでは、助産師・看護師を対象にキャリアラダーや認定看護師派遣研修制度等を活用し、高度で専門的な知識経験を有し、指導的役割を担う人材育成を推進することで、信頼と満足の得られる医療サービスを提供し、三重県における助産及び看護実践能力向上へ貢献していきます。

人材育成のより一層の推進を図るため、県内の看護系大学の在学者（新3年生及び新4年生）で、将来、認定看護師や専門看護師の資格を取得し、指導的役割を担う意欲のある学生を対象に修学資金を貸与します。ただし、三重県出身者に限ります。

## 1. 応募資格

保健師助産師看護師法(昭和22年法律第203号)の第21条第1項に規定する県内の大学（3年生又は4年生）に在学している三重県出身者を対象とします。

※この「地方独立行政法人三重県立総合医療センター助産師及び看護師修学資金貸与規程」に規定する修学資金は、その他類似の修学資金等（助産師及び看護師を養成、又は、助産師及び看護師として特定の病院に勤務することを条件にした修学資金）との併給はできません。

## 2. 貸与金額

月額 50,000円

## 3. 令和5年度募集人員及び貸与決定

新3年生 7名

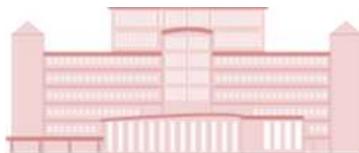
新4年生 10名 計17名

応募者が多数の場合は原則先着順とし、募集を打ち切る場合があります

## 4. 貸与期間

貸与決定の時に定める月（原則4月）から、在学している大学等を卒業する日の属する月まで。ただし、当該大学等の正規の修学年限を超えないものとします。

※3年生は最長2年、4年生は最長1年となります



## 5. 返還

以下の①～④のいずれかの事由に該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。

- ①修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
- ②大学等を卒業した日から1年を経過する日までに看護職員の免許を取得できなかったとき
- ③看護職員の免許を取得後、直ちに三重県立総合医療センターに看護職員として勤務しなかったとき
- ④三重県立総合医療センターに看護の職員として返還免除に相当する期間（貸与期間と同一）勤務しなかったとき

## 6. 返還猶予

- ①大学を卒業後、大学院の修士課程（助産又は看護に関する課程に限る）又は助産師の養成施設に在学しているとき
- ②災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

## 7. 返還免除

大学等を卒業した日から1年を経過する日までに貸与の対象となった職種の免許を受け、直ちに三重県立総合医療センターの看護職員として採用され、引き続き貸与期間と同一の期間在職したときには、貸与金額の返還が免除されます。

## 8. 申込方法

下記の書類を、令和5年3月17日から3月27日までに、三重県立総合医療センター事務局総務課へ直接持参するか、郵送してください。（必着）

※定員に達した場合は、上記の期間中でも募集を打ち切る場合があります。

※直接持参される場合は、平日の9時～17時の間にお越しください。

※郵送の場合は封筒の表に「修学資金申込」と朱書きしてください。

### 記

- (1) 助産師及び看護師修学資金申込書（第1号様式）\*
- (2) 看護系大学の在学施設の在学証明書
- (3) 看護系大学の在学施設の長の推薦書（第2号様式）\*
- (4) 健康診断書\*

学校で受診された方は、同内容以上のものであれば、その写しでも可

- (5) 前学年の学業成績証明書

- (6) 修学資金振込口座申出書（申請者名義の口座を指定（百五銀行四日市支店））\*

注1：\*は指定様式です

注2：資料提出に時間を要する場合はその旨連絡をください